

第4章 施策事業

- 1 施策の展開
- 2 1つめの柱「人」づくり
- 3 2つめの柱「場」づくり
- 4 3つめの柱「体制」づくり

施策の展開

前章では、「人」、「場」、「体制」の柱ごとに、それぞれ取り組むべき3つの施策を整理しました。

第4章では、各柱に位置づけた施策ごとに、以下のとおり、【■現状と課題】、【■めざす姿】、【■具体的な取り組み】を整理し、計画期間における各施策の方向性を示します。

また、【■具体的な取り組み】では、〈市・市社協の役割〉と〈市民に期待される役割〉を示すことで、各主体の役割について把握し、連携しながら施策の展開を図っていきます。

さらに、一部の施策では、コラムとして先進的な取り組みを取り上げることで、先進的な取り組みの広がりを促していきます。

【参考】

4 3つめの柱「体制」づくり



(2) 施策3-② 困りごとに対応する体制づくり

■現状と課題

モータリゼーションの進展に伴う郊外大規模店の進出が進み、身近な小売店を失った高齢者はじめ日常生活への支障が課題としてあげられています。

施策番号及び施策名を記載しています。

施策の柱ごとに対応するSDGsの目標を記載しています。

■めざす姿

成年後見制度、金銭管理、虐待への対応など、様々な問題を抱える人の権利を擁護し、いつまでも安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、制度の狭間にある人や複合的な問題を抱える人などに、様々な分野の人がチームで対応する支援体制を構築します。

■具体的な取り組み

市・市社協の役割

- 仕事と家庭の両立や、ひとり暮らし高齢者が抱える将来への不安や安否確認、虐待、成年後見制度など今後、増加することが予測される課題に対応する取り組みを推進していきます。

① 困りごとがある人への支援

主体	事業名	事業概要	担当課
市	虐待防止・通報体制の整備	・児童、高齢者、障がいのある人への虐待を、早期に発見、対応し、防止が図られるよう、通報受付・対応体制の整備を図るとともに、市民や関係機関への周知・啓発に努めます。	子ども・若者総合支援センター 高齢福祉課 障がい福祉課
	福祉相談窓口連携会議【再掲】	・高齢者を対象とする地域包括支援センターや障がいのある人を対象とする基幹相談支援サテライト、健康相談など各種相談が受けられる市民健康センターなど、顔の見える関係を構築し、身近な地域での各種相談窓口の連携の強化を図ります。	高齢福祉課
	シルバー買い物支援事業補助	・シルバー人材センターの会員が生産した野菜や惣菜をサロン会場などで移動販売し、買い物困難者への支援を行う「シルバー買い物支援事業」を期	高齢福祉課
	配食による安否確認	・在宅生活において、食事の準備が困難な高齢者や障がい者に、栄養士が配食し、利用者の安否を確認します。	
	総合的な相談体制の構築	・総合的な相談体制の構築をめざします。 ⇒ 詳細は【重点項目(1)】を参照。	福祉政策課
	更生保護に携わる関係機関との連携強化【再掲】	・刑事・司法関係機関と保健医療・福祉機関の緊密な連携を図るため、(仮称)関係機関連携会議を開催し、必要な福祉支援に結びつけることで、安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。	福祉政策課
	ひきこもり家族支援連携強化	・ひきこもり家族支援の一環としてグループミーティングを実施します。ひきこもりへの対応方法などについて学ぶ機会とします。	地域保健課

本計画の中で、すでに記載された事業に対し、【再掲】と記載しています。

計画期間中に新たに実施予定の事業には、**新**と記載しています。

主体	事業名	事業概要	担当課
市社協	生活支援サービス（助け合い活動）事業【再掲】	・身近な地域で暮らしの困りごとの解決をめざし、手助けを行う生活支援活動など、地域での助け合い活動を推進する社協支部を支援します。	地域福祉課
	生活福祉資金貸付事業	・低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に、経済的自立と生活意欲の向上を図るため、生活福祉資金の貸し付けと必要な相談支援を行います。	生活相談課
	生活困窮者自立相談支援・自家計改善支援事業	・生活上の困りごとや悩みを抱える人の相談にのり、相談を通して問題を整理し、相談者とともに解決を図ることで、自立した生活が送れるよう支援を行います。	生活相談課
	生活つなぎ資金	・生活保護決定世帯へ保護費支給日までのつなぎ資金を貸し付け生活の安定を図ります。	総務課
	新 総合的な相談体制の構築	・総合的な相談体制の構築をめざします。 ⇒ 詳細は【重点項目(1)】を参照。	地域福祉課

②成年後見制度の利用促進《成年後見制度利用促進計画》

主体	事業名	事業概要	担当課
市	成年後見制度利用支援事業	・判断能力が不十分な人の保護を図り、意思決定の支援、自発的意思の尊重、ノーマライゼーションの確立、身上保護、身上監護を実現するため、成年後見制度の利用を支援します。	高齢福祉課 障がい福祉課
	新 (仮称)岐阜市成年後見センターの設置	・岐阜市における成年後見制度の周知、総合的な相談などを行う(仮称)岐阜市成年後見センターの設置を進めます。 ⇒詳細は【重点項目(2)】を参照。	高齢福祉課
市社協	成年後見制度利用促進事業	・成年後見制度に関する相談に応じ、また制度の普及啓発のための研修会を行います。	生活相談課
	日常生活自立支援事業	・認知症高齢者など判断能力が不十分であるため、福祉サービスなどの契約や、金銭管理ができない人に、生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。	生活相談課

市民に期待される役割

- ご近所さんの「気づき」を支援につなげましょう!

2 1つめの柱「人」づくり

SDGs



(1) 施策1-① 知るから始まる人づくり

■現状と課題

社会環境の変化に伴い、ライフスタイルや就労形態の多様化が進むなか、医療や介護、障がい福祉や児童福祉などの社会保障サービスも急速に進展しているため、制度がわかりにくいなどの課題があります。

■めざす姿

困ったときは「お互いさま」の意識を高めるとともに、地域福祉に関連する制度などへの理解を深め、より多くの人々が地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動に支援・協力する機運を高めていきます。

■具体的な取り組み

市・市社協の役割

- 市民への地域福祉事業の浸透を図るため、わかりやすい広報やホームページ、イベントなどの開催により周知・啓発に取り組みます。

①地域福祉に関する理解と関心を深める機会の創出

主体	事業名	事業概要	担当課
市	障がい者理解啓発推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種別ごとに特性や支援方法をまとめたパンフレットを活用し周知を図ります。 ・障がい者マークの正しい理解を広め、配慮を促すポスターを活用し、周知を図ります。 ・障がい者週間にあわせ、障がいのある人への理解を広めるための講演会や交流イベントを開催します。 	障がい福祉課
	障がい者配慮促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校、企業などにおける障がい者への配慮の好事例をインターネットなどを通じて収集・公表します。 ・企業などからの要請に応じ、障がい者への配慮について助言などを行う「インクルーシブアドバイザー」（障がい者団体関係者、障がい者雇用努力企業経営者、学識者など）を養成し、派遣します。 	障がい福祉課
	家族介護教室事業	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者の家族に、介護の方法、介護予防、健康づくりなどに関する知識及び技術の習得を目的に情報の提供、指導などを行う教室を開催します。 	高齢福祉課
市社協	福祉教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での福祉について学ぶ機会として出前講座を充実し福祉教育を進めます。 ・地域やPTAなどからサポートを受け、福祉教育の一環である福祉体験を進めます。 	地域福祉課
	市民福祉大会	<ul style="list-style-type: none"> ・市との共催により、市民の社会福祉に対する理解を深め、市民参加による福祉のまちづくりの推進を図ります。 ・社会福祉功労者の表彰などを行います。 	総務課

②再発防止に向けた取り組みの推進【再犯防止推進計画】

主体	事業名	事業概要	担当課
市	社会を明るくする運動	・犯罪や非行をした人の更生についての理解を深め、犯罪や非行のない住みやすい地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。	福祉政策課
	更生保護団体等への活動支援	・更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動など事業に対する補助金の交付や、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。	福祉政策課
	新 更生保護に携わる関係機関との連携強化	・刑事・司法関係機関と保健医療・福祉機関の緊密な連携を図るため、(仮称)関係機関連携会議を開催し、必要な福祉支援に結びつけることで、安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。	福祉政策課
	生活困窮者自立支援連絡会議	・岐阜保護観察所や岐阜県地域生活定着支援センターも参加する「生活困窮者自立支援連絡会議」を開催し、相互の連携強化を図ります。	生活福祉一・二課
	生活困窮者自立支援制度の周知	・保護司会や協力雇用主会の総会、岐阜刑務所が主催する受刑者に対する「社会復帰支援指導」に講師として参加し、生活困窮者自立支援制度について周知を図ります。	生活福祉一・二課

③地域福祉を推進する情報の周知・啓発

主体	事業名	事業概要	担当課
市	市民活動情報収集提供事業	・『「人・情報・活動」を結ぶ交流空間—協働のまちづくりの推進拠点—』である市民活動交流センターにおいて、市民活動取材し、情報を集約するとともに、印刷物の配架や広告媒体、ITを活用した情報発信を行います。	市民活動交流センター
市社協	地域福祉推進フォーラム	・地域住民の視点から、住民参加による地域福祉活動事業について考える場としてフォーラムを開催します。	地域福祉課
	ボランティア養成・研修事業	・ボランティア活動を始めたい人に対してのきっかけづくりとして講座を開催します。 ・ボランティア活動をしている人には、活動の継続方法や組織づくりの一助となる講演会などを開催します。	地域福祉課
	社協だより等の広報	・社協事業に対する理解と認識を高め、市民の福祉活動への参加を促進するため、広報の充実を図ります。	総務課

市民に期待される役割

- 相手の立場を思いやり、理解し、寄り添って行動してみましょう!
- 広報紙などによる市や市社協の情報に関心を持ってみましょう!

(2) 施策1-② 地域福祉を担う人財づくり

■ 現状と課題

人口減少に加え、少子高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化など、社会構造が大きく変化するなか、地域活動やその運営における役員の負担が増加しており、役員の引き受け手がなくなることが懸念される中、見守りや助け合いを行う地域福祉においても、担い手の確保や育成が課題となっています。

■ めざす姿

「施策1-① 知るから始まる人づくり」から一歩進み、より多くの人々が地域活動の担い手として活躍するまちづくりを進めます。

■ 具体的な取り組み

市・市社協の役割

- 地域福祉の推進を図るため、地域活動の必要性を周知し、活動の担い手の育成に取り組んでいきます。

① 地域福祉に関する人材育成講座の開催

主体	事業名	事業概要	担当課
市	認知症サポーター等養成事業	・地域、職域、学校などにおいて、認知症への理解を深め、見守り方法を学ぶ講座を実施します。	高齢福祉課
	支え合い活動実践者養成事業	・「支え合い活動を担う人材の養成」の具体的な取り組みとして、地域の支え合い4機能（「仲間づくり」「課題発見」「見守り」「助け合い」）を高めるため、地域福祉活動の運営ノウハウが習得できる研修を実施します。	高齢福祉課
市社協	地域参加促進事業	・地域において新たな担い手や若年層の地域福祉活動への参加を図るため、世代を問わず、地域での「居場所づくり・生きがいづくり・仲間づくり」を通して地域福祉活動につなげる講座の開催を推進します。	地域福祉課
	ふれあいサロン研修会	・「ふれあい・いきいきサロン事業」の充実・拡大をめざし、サロン活動現場で活用できるレクリエーションの技法などを研修します。	地域福祉課
	担い手の育成と発掘	・今後の地域福祉を担っていく若い世代を担い手として育成・発掘するため、地域福祉読本の作成や(仮称)子ども福祉委員の育成に取り組めます。 ⇒詳細は【重点項目(4)】を参照。	地域福祉課

②ボランティア人材の育成

主体	事業名	事業概要	担当課
市社協	市社協 ボランティアセンター	・ボランティア活動を身近にするため、ボランティアの普及・啓発活動を推進します。	地域福祉課
	ボランティア相談 窓口との連携	・市内におけるボランティア相談機関である、市民活動交流センターと岐阜市生涯学習センターとの連携を活発化させるため、窓口連絡会を開催します。	地域福祉課

市民に期待される役割

- 地域活動の担い手を育成する事業に、興味を持って参加してみましょう!
- 自らができる地域福祉の活動を実践してみましょう!

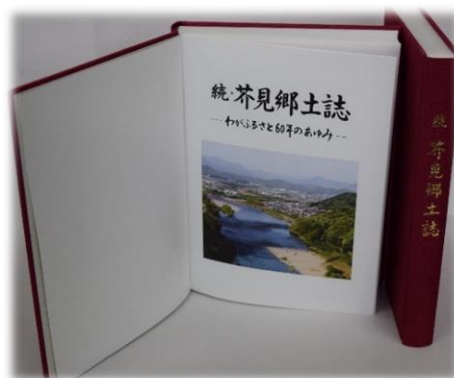
コラム

芥見郷土誌の出版 ～地域活動により育まれた人材を生かす～

芥見地区において、様々な活動を行っている地域の方々が中心となって、芥見郷土誌が完成しました。

ボランティア人材を育成し、生かしていく中で、こうした地域特有の取り組みも生まれています。

(右写真は芥見郷土誌)



(3) 施策I-③ 地域組織・市民団体への活動支援

■ 現状と課題

地縁的なつながりの希薄化により、地域の活性化や地域課題の解決に取り組む団体の存続が懸念されており、課題となっています。

■ めざす姿

各種団体が持つ技能や特性を生かし、ともに力を合わせ、地域課題の解決を図ります。

■ 具体的な取り組み

市・市社協の役割

- 福祉活動に取り組む地域組織や市民団体、新たな活動を立ち上げる団体を支援します。

① 福祉活動に取り組む地域組織・市民団体への支援

主体	事業名	事業概要	担当課
市	障害者各種団体助成	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の福祉の向上に向けた活動団体を支援します。 ・障がいのある人の社会参加の促進支援を図るとともに、スポーツ大会への補助を行います。 	障がい福祉課
	老人クラブ運営補助	<ul style="list-style-type: none"> ・地域高齢者の健康づくり、介護予防活動を推進する老人クラブを支援します。 	高齢福祉課
市社協	社協支部への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社協支部が行う地域福祉活動の充実を図るため、支部事業を支援します。 	地域福祉課
	地域福祉コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・社協支部での地域福祉活動の円滑な推進・支援を図るため、地域住民が福祉活動を行う際の調整や助言を行う地域福祉コーディネーターを配置します。 	地域福祉課
	支え合いマップづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合いマップの作成過程に様々な人が参画することにより、地域の問題の共有化、問題解決のための方策の検討、実践のためのネットワーク・仕組みづくりを行う社協支部を支援します。 	地域福祉課
	地域福祉推進研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民がお互いに支え合うとともに、関係機関・団体と協働し合えるネットワークづくりを推進するため、研修会を開催します。 	生活相談課
	地域福祉推進フォーラム【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の視点から、住民参加による地域福祉活動事業について考える場としてフォーラムを開催します。 	地域福祉課
	赤い羽根共同募金運動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のために福祉活動をしている団体への支援運動となる共同募金活動を推進します。 	地域福祉課

②新たな活動を立ち上げる地域組織・市民団体への支援

主体	事業名	事業概要	担当課
市	日常生活圏域協議体設置事業	・地域資源や地域課題の洗い出しを行うとともに、地域住民が主体となって課題を解決するための意思統一を行うため、地域の関係者が集まって生活支援・介護予防サービスの体制整備を考える場を設置します。	高齢福祉課
	支え合いの仕組みづくり推進事業	・日常生活圏域協議体で協議され、生活支援サービス創出に向け意思統一された課題に対して、解決に向けての活動の推進役として生活支援コーディネーターを配置します。	高齢福祉課
	地域力 UP セミナー	・地域の中で活躍できる人材を発掘・養成し、継続的に地域のまちづくり活動が展開できるよう、地域活動にすぐに活かせる実践的な講座を開催します。	市民活動交流センター
市社協	地区地域福祉活動計画策定支援事業	・地域が抱える課題を地域の人と共有し、課題解決を図るため、地区地域福祉活動計画の策定を支援します。	地域福祉課
	新 社会福祉法人連携・協働の基盤づくり	・社会福祉法人の持つ社会資源を持ち寄り、地域課題を解決するための取り組みを検討する社会福祉法人連絡会を設立します。 ⇒詳細は【重点項目(3)】を参照。	地域福祉課
	地域福祉コーディネーターの配置【再掲】	・社協支部での地域福祉活動の円滑な推進・支援を図るため、地域住民が福祉活動を行う際の調整や助言を行う地域福祉コーディネーターを配置します。	地域福祉課
	生活支援サービス（助け合い活動）事業	・身近な地域で暮らしの困りごとの解決をめざし、手助けを行う生活支援活動など、地域での助け合い活動を推進する社協支部を支援します。	地域福祉課

市民に期待される役割

- 各種団体の活動に参加してみましょう!

3 2つめの柱 「場」づくり

SDGs



(1) 施策2-① 孤立を防ぐ場づくり

■現状と課題

近年、体に不調があるにもかかわらず、行政サービスを受けないセルフネグレクトや、社会的な孤立がみられます。人とのつながりの希薄化は、周囲と十分なコミュニケーションが取れずに孤立し、心を開いて悩みなどを相談できる相手がいないなど、誰にも相談できず、身体状況の悪化や消費者契約などのトラブルの発生につながる懸念されます。

■めざす姿

顔の見える関係づくりから、互いに助け合う「互助」の再構築により、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

■具体的な取り組み

市・市社協の役割

- 社会的な孤立を防ぐため、日常的に集える場所や機会の創出を図ります。

① 高齢者への取り組み

主体	事業名	事業概要	担当課
市	住民主体型 デイサービス等 補助金	・住民が主体となりデイサービスや認知症カフェを開設・運営しようとする団体に、運営費を補助し、家に閉じこもりがちな高齢者などが交流を持つことで、社会的な孤立を防止し、介護予防につなげます。	高齢福祉課
市社協	ふれあい・ いきいきサロン 事業	・歩いて気軽に集うことができる公民館などで、定期的にふれあい・いきいきサロンを開催し、孤立防止から仲間づくりや生きがいづくりを推進する社協支部を支援します。	地域福祉課

② 障がいのある人への取り組み

主体	事業名	事業概要	担当課
市	障害福祉サービス・ 障害児通所支援	・障がいのある人に居宅や施設において行う介護支援や生活能力の向上、就労支援などの訓練的支援を提供します。 ・障がい児には、集団生活への適応訓練や生活能力向上訓練などを提供します。	障がい福祉課
	地域生活支援 拠点等整備	・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域での生活を支援するための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備します。	障がい福祉課

③子育て世帯への取り組み

主体	事業名	事業概要	担当課
市	子どもの居場所づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。 ・地域のボランティアなどとも連携し、地域の子育て力の向上を図ります。 	子ども支援課
	子ども食堂支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な事情を抱える子どもたちに、食事などを提供する「子ども食堂」を開設する団体を支援し、孤食防止や地域コミュニティづくりなど、子どもの居場所づくりを推進します。 	子ども政策課
市社協	子どもの居場所づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設との連携により、ひとり親家庭の子ども（小・中学生）が、社会性、自主性を身につけるよう支援していきます。 ・学習支援を実施する他の団体や行政との連携を構築し、支援体制を図ります。 	地域福祉課
	子育て支援サロン事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子を対象に、「気軽に相談できる場」、「情報交換ができる場」、「仲間づくりの場」として開催する社協支部を支援します。 	地域福祉課

市民に期待される役割

- 誰もが気軽に集えるよう声かけを行いましょう!
- あいさつや声かけなど、地域の人とのコミュニケーションを心がけましょう!

(2) 施策2-② 生きる力を育む場づくり

■現状と課題

平均寿命の延伸に伴い、平均寿命と健康寿命との差（介護・入院が必要な期間）が広がりつつあることから、いつまでも健康で生きがいを持った暮らしへの不安があげられています。

また、経済的な理由や家庭の環境により学びをあきらめざるを得ない状況にある子どもや、就労意欲を失い社会から孤立する人の増加が懸念されています。

■めざす姿

誰もが、いきいきと自分らしく活躍できるまちづくりをめざします。

■具体的な取り組み

市・市社協の役割

- 生きがいや将来の夢に突き進む力を育むよう支援します。

①生きがいを育む場への支援

主体	事業名	事業概要	担当課
市	高齢者大学事業	・高齢者の知識、教養を深め、生きがいづくりを図るため、ぎふメディアコスモスにおいて、年1回、健康、歴史など多種多様なテーマで講座を開催します。	高齢福祉課
	老人健康農園運営事業	・余暇を利用して作物を栽培し、収穫を通して、高齢者の生きがい・健康づくりを図る老人健康農園を運営します。	高齢福祉課
	生涯学習「長良川大学」	・市民が生涯学習で得た知識を主体的に地域に還元することにより、活力ある地域社会の実現をめざすため、各種講座・教室などを、ライフステージに応じて体系化し、生涯学習「長良川大学」として開催します。	男女共生・生きがい推進課
市社協	ふれあい・いきいきサロン事業【再掲】	・歩いて気軽に集うことができる公民館などで、定期的にふれあい・いきいきサロンを開催し、仲間づくりを推進する社協支部を支援します。	地域福祉課
	地域参加促進事業【再掲】	・地域において新たな担い手や若年層の地域福祉活動への参加を図るため、世代を問わず地域での「居場所づくり・生きがいづくり・仲間づくり」を通して地域福祉活動につながる講座の開催を推進します。	地域福祉課
	地域福祉・生活支援拠点整備事業	・新たにふれあい・いきいきサロンや生活支援活動を行うための拠点を整備する経費を支援します。	地域福祉課
	地域福祉・生活支援拠点運営費助成事業	・空き家、空き店舗などを活用して、ふれあい・いきいきサロンや社協支部活動を支援します。	地域福祉課

②将来の夢に突き進む力を育む支援

主体	事業名	事業概要	担当課
市	社会的居場所づくり事業	・人との関わりが苦手な生活が困窮している人を対象に、軽作業などの職業体験を通して、自己肯定感の醸成を図る社会的な居場所を提供します。	生活福祉一・二課
	寄り添い型学習支援事業	・養育環境や学力の遅れなどの問題を抱え、生活に困窮している世帯の小中高生などを対象に、健全な育成と自己肯定感を育むため、学習支援を行います。	生活福祉一・二課
	子どもの生活・学習支援事業	・ひとり親家庭の居宅などにおいて、子どもの生活及び学習に関する相談の対応、基本的な生活習慣の習得の支援及び生活の指導、学習習慣の定着、その他の学習の支援を行います。	子ども支援課

市民に期待される役割

- 普段の生活の中に楽しみや生きがいを持つよう心がけましょう!

(3) 施策2-③ 人の交流・つながる場づくり

■現状と課題

各世代間や、団体同士でつながる場や機会が少なく、世代間の断絶や地域における関係性の喪失が危惧されています。

■めざす姿

家族や親族などの血縁はもとより、様々な交流やふれあいの場などでの新たなつながりを拡大し、社会のつながりがより強固なまちづくりを進めていきます。

■具体的な取り組み

市・市社協の役割

- 地域の人の交流を通し、心をつなげ、活動が共鳴し合う「つながる場」としての取り組みや施設の運営を推進します。

①交流の促進

主体	事業名	事業概要	担当課
市	三世代交流事業	・高齢者の生きがいを推進するとともに、未来を担う子ども達へ地域文化を伝承したり、スポーツ活動を通じ、三世代の交流を図ります。	高齢福祉課
	岐阜市型 コミュニティ・スクール 推進事業	・地域に愛着を持つ子ども達を育成するため、子ども達が地域の人々と触れ合うなど、子ども達が新たなコミュニケーションを図る場や機会の創出を図ります。	学校指導課
市社協	三世代交流事業	・地域の三世代が参加できるウォーキング大会や餅つき大会などの交流事業を推進します。	地域福祉課
	ふれあい・ いきいきサロン 事業【再掲】	・歩いて気軽に集うことができる公民館などで、定期的にふれあい・いきいきサロンを開催し、孤立防止から仲間づくりを推進する社協支部を支援します。	地域福祉課
	子育て支援 サロン事業 【再掲】	・子育て中の親子を対象に、「気軽に相談できる場」、「情報交換ができる場」、「仲間づくりの場」として開催する社協支部を支援します。	地域福祉課
	福祉教育推進 事業【再掲】	・地域での福祉について学ぶ機会として出前講座を充実し福祉教育を進めます。 ・地域や PTA などからサポートを受け、福祉教育の一環である福祉体験を進めます。	地域福祉課
	ボランティア養成・ 研修事業【再掲】	・ボランティア活動を始めたい人に対してのきっかけづくりとして講座を開催します。 ・ボランティア活動をしている人には、活動の継続方法や組織づくりの一助となる講演会などを開催します。	地域福祉課

②交流の場の運営管理

主体	事業名	事業概要	担当課
市	老人福祉センター	・高齢者を対象に教養・健康講座の開催、サークル活動の場の提供、生活・健康相談を行います。	高齢福祉課
	生涯学習センター	・市民の生涯学習の推進を図るため、生涯学習センターの適切な運営管理を行います。	男女共生・生きがい推進課
	コミュニティセンター	・地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成に寄与するため、コミュニティセンターの適切な運営管理を行います。	男女共生・生きがい推進課
	青少年会館	・青少年の活動拠点として、また、青少年育成団体の活動拠点として、青少年会館の運営管理を行います。	青少年教育課
	公民館活動事業	・市が設置する公民館において生涯学習や社会教育活動の振興のため、公民館講座の企画・運営やクラブ・サークルの育成・助言、公民館活動の地域への啓発、公民館施設の維持管理などを行います。	社会教育課
	自治公民館の助成	・地域における社会教育・生涯学習活動やコミュニティ活動の場として、地域活動の振興を図るため、自治公民館の建設及び修繕に対して補助します。	社会教育課
市社協	岐阜市民福祉活動センター	・福祉活動を目的とした会議や研修に利用できる会議室の貸し出しなどセンターの運営管理を行います。	総務課

市民に期待される役割

- 地域で実施される交流の場などに積極的に参加し、多くの人とのつながりを持ちましょう!
- 知り合いの人を交流の場に誘い、つながりの輪を広げていきましょう!

コラム

おとなも子どもも「OK」食堂 ～世代をこえたつながる場～

NPO 法人コミュニティサポートスクエアにおいて、子どもが集うことを目的とする子ども食堂に加え、地域の中で、いろいろな人たちが気軽に来られ、おとなも子どもも参加可能な「OK 食堂」が開設されています。毎回約 30 名の参加者があり、和やかな雰囲気のもと開催されています。
(右写真は OK 食堂の様子)



4 3つめの柱「体制」づくり

SDGs



(1) 施策3-① 身近な相談窓口の充実

■現状と課題

市民ニーズの多様化により、関係する機関も複数になる場合が多々あります。対応する窓口が複雑化することは、相談者の利用を遠ざけるなどの課題が考えられます。

■めざす姿

支援を必要とする人が、スムーズに支援を受けられるような体制を整えることで、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

■具体的な取り組み

市・市社協の役割

- 地域の中で相談できる環境の整備を進めます。
- 支援を必要とする人にアプローチする体制の構築を図っていきます。

①各種相談窓口の充実

主体	事業名	事業概要	担当課
市	市民健康センター・ふれあい保健センター	・市民の健康の維持・増進を図るため、生涯を通じた市民からの健康相談などを受けるとともに、地域の自主的な健康づくり活動と協働する拠点として、市民健康センター、ふれあい保健センターを運営します。	健康増進課
	福祉相談窓口連携会議	・高齢者を対象とする地域包括支援センターや障がいのある人を対象とする基幹相談支援サテライト、健康相談など各種相談が受けられる市民健康センターなど、顔の見える関係を構築し、身近な地域での各種相談窓口の連携の強化を図ります。	高齢福祉課
	地域包括支援センターの機能強化	・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者の様々な相談窓口として設置します。 ・地域包括支援センターの抱える困難事例に後方支援や助言、あわせて、高齢者を地域で支えるシステムの構築を推進するため、機能強化型地域包括支援センターを設置します。	高齢福祉課
	子ども・若者総合支援センター	・日常生活を営むなかで様々な悩みや困難を抱える子どもや若者に、発達段階や生活環境に応じ、福祉、教育その他の関連分野における知見を総合した支援を行い、子どもや若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図るため、子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」を運営します。	子ども・若者総合支援センター
	基幹相談支援事業	・障がいのある人や保護者、介護をする人などの総合的、専門的な相談に応じ、情報の提供や助言、援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行います。	障がい福祉課

主体	事業名	事業概要	担当課
市社協	生活支援サービス（助け合い活動）事業【再掲】	・身近な地域で暮らしの困りごとの解決をめざし、手助けを行う生活支援活動など、地域での助け合い活動を推進する社協支部を支援します。	地域福祉課
	ふれあい福祉センター事業	・家庭などでの困りごとや心配ごとの相談に応じる心配ごと相談事業を実施します。	生活相談課

②見守り活動からつながる相談窓口

主体	事業名	事業概要	担当課
市	愛の一声運動推進員設置事業	・ひとり暮らしの高齢者・身体障がい者の日常生活を見守り、安否を確認し、孤独感を癒すため、民生委員・身体障害者相談員の推薦により市長が委嘱した推進員が訪問し、安否確認を行います。	高齢福祉課 障がい福祉課
市社協	福祉委員活動支援事業	・身近な地域における、支援を必要とする人への気づきや地域課題の発見、福祉情報の伝達を行う福祉委員を設置し、民生委員などとの連携や協力体制づくりを推進します。	地域福祉課
	ひとり暮らし高齢者愛の電話訪問	・電話によるひとり暮らし高齢者の体調や心配ごとなどを伺い、安否確認を行います。	生活相談課

③支援を必要とする人がスムーズに相談できる体制の整備

主体	事業名	事業概要	担当課
市	民生委員・児童委員	・市内の各地域に民生委員・児童委員が適切に配置されることにより、身近なところで総合的な福祉相談が受けられる体制を整備します。	福祉政策課
	身体・知的障害者相談員事業	・障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう支援するため、身体・知的障害者相談員を配置し、福祉事務所など関係機関と連絡をとりながら本人や保護者などからの相談に応じ、必要な助言・指導を行います。	障がい福祉課
市社協	子どもの居場所づくり事業【再掲】	・福祉施設との連携により、ひとり親家庭の子ども（小・中学生）が、社会性、自主性を身につけるよう支援していきます。 ・学習支援を実施する他の団体や行政との連携を構築し、支援体制を図ります。	地域福祉課
	地域福祉コーディネーターの配置【再掲】	・社協支部での地域福祉活動の円滑な推進・支援を図るため、地域住民が福祉活動を行う際の調整や助言を行う地域福祉コーディネーターを配置します。	地域福祉課

市民に期待される役割

- 自分が問題に感じていることを周囲に伝え、手助けを求めましょう!
- 手助けを求められたときは、身近な相談窓口につなげましょう!

(2) 施策3-② 困りごとに対応する体制づくり

■現状と課題

モータリゼーションの進展に伴う郊外大規模店の進出が進み、身近な小売店の減少により、買い物をはじめ日常生活への支障が課題としてあげられています。

また、加齢に伴い判断能力の衰えによる金銭管理など日常生活への不安が懸念されています。

■めざす姿

成年後見制度、金銭管理、虐待への対応など、様々な問題を抱える人の権利を擁護し、いつまでも安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、制度の狭間にある人や複合的な問題を抱える人などに、様々な分野の人がチームで対応する支援体制を構築します。

■具体的な取り組み

市・市社協の役割

- 仕事と家庭の両立や、ひとり暮らし高齢者が抱える将来への不安や安否確認、虐待、成年後見制度など今後、増加することが予測される課題に対応する取り組みを推進していきます。

①困りごとがある人への支援

主体	事業名	事業概要	担当課
市	虐待防止・通報体制の整備	・児童、高齢者、障がいのある人への虐待を、早期に発見、対応し、防止が図られるよう、通報受付・対応体制の整備を図るとともに、市民や関係機関への周知・啓発に努めます。	子ども・若者総合支援センター 高齢福祉課 障がい福祉課
	福祉相談窓口連携会議【再掲】	・高齢者を対象とする地域包括支援センターや障がいのある人を対象とする基幹相談支援サテライト、健康相談など各種相談が受けられる市民健康センターなど、顔の見える関係を構築し、身近な地域での各種相談窓口の連携の強化を図ります。	高齢福祉課
	シルバー買い物支援事業補助	・シルバー人材センターの会員が生産した野菜や惣菜をサロン会場などにて移動販売し、買い物困難者への支援を行う「シルバー買い物支援事業」を期間を限定し、補助します。	高齢福祉課
	配食による安否確認	・在宅生活において、食事の準備が困難で日々の見守りが必要な高齢者や障がい者に、栄養バランスのとれた食事を届け、利用者の安否を確認します。	高齢福祉課 障がい福祉課
	新 総合的な相談体制の構築	・総合的な相談体制の構築をめざします。 ⇒ 詳細は【重点項目(1)】を参照。	福祉政策課
	新 更生保護に携わる関係機関との連携強化【再掲】	・刑事・司法関係機関と保健医療・福祉機関の緊密な連携を図るため、(仮称)関係機関連携会議を開催し、必要な福祉支援に結びつけることで、安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。	福祉政策課
新 ひきこもり家族支援連携強化	・ひきこもり家族支援の一環としてグループミーティングを実施します。ひきこもりへの対応方法などについて学ぶ機会とします。	地域保健課	

主体	事業名	事業概要	担当課
市社協	生活支援サービス (助け合い活動) 事業【再掲】	・身近な地域で暮らしの困りごとの解決をめざし、手助けを行う生活支援活動など、地域での助け合い活動を推進する社協支部を支援します。	地域福祉課
	生活福祉資金 貸付事業	・低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に、経済的自立と生活意欲の向上を図るため、生活福祉資金の貸し付けと必要な相談支援を行います。	生活相談課
	生活困窮者 自立相談支援・ 家計改善支援事業	・生活上の困りごとや悩みを抱える人の相談にのり、相談を通して問題を整理し、相談者とともに解決を図ることで、自立した生活が送れるよう支援を行います。	生活相談課
	生活つなぎ資金	・生活保護決定世帯へ保護費支給日までのつなぎ資金を貸し付け生活の安定を図ります。	総務課
	新 総合的な相談体制 の構築	・総合的な相談体制の構築をめざします。 ⇒ 詳細は【重点項目(1)】を参照。	地域福祉課

②成年後見制度の利用促進《成年後見制度利用促進計画》

主体	事業名	事業概要	担当課
市	成年後見制度 利用支援事業	・判断能力が不十分な人の保護を図り、意思決定の支援、自発的意思の尊重、ノーマライゼーションの確立、身上保護、身上監護を実現するため、成年後見制度の利用を支援します。	高齢福祉課 障がい福祉課
	新 (仮称)岐阜市 成年後見センター の設置	・岐阜市における成年後見制度の周知、総合的な相談などを行う(仮称)岐阜市成年後見センターの設置を進めます。 ⇒詳細は【重点項目(2)】を参照。	高齢福祉課
市社協	成年後見制度 利用促進事業	・成年後見制度に関する相談に応じ、また制度の普及啓発のための研修会を行います。	生活相談課
	日常生活 自立支援事業	・認知症高齢者など判断能力が不十分であるため、福祉サービスなどの契約や、金銭管理ができない人に、生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。	生活相談課

市民に期待される役割

- ご近所さんの「気づき」を支援につなげましょう!

(3) 施策3-③ 災害時など緊急時の助け合いの体制づくり

■ 現状と課題

地域社会における地縁的なつながりの希薄化により、自然災害や緊急時の対応が懸念されています。

■ めざす姿

普段から、支援を必要とする人の情報を支援関係者で共有し、万が一に備える体制づくりを進めます。

■ 具体的な取り組み

市・市社協の役割

- 普段からの見守り活動を充実させ、災害時にも助け合える環境づくりを推進します。
- 万が一に備え、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人の支援体制づくりを推進します。

① 地域の防災力を高める

主体	事業名	事業概要	担当課
市	災害時の避難支援体制作り	・災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人などを支援するため、あらかじめ支援者を定める個別計画の策定などにより支援体制づくりを推進します。	防災対策課
	家庭・地域と連携した防災教育推進事業	・学校と家庭・地域が連携して行う防災教育をさらに推進し、防災に関する情報や知恵を共有し、校区の防災力を高めるため、家庭や地域を巻き込みながら防災教育を実施します。	学校指導課
市社協	支え合いマップづくり推進事業【再掲】	・支え合いマップの作成過程に様々な人が参画することにより、地域の問題の共有化、問題解決のための方策の検討、実践のためのネットワーク・仕組みづくりを行う社協支部を支援します。	地域福祉課
	緊急医療情報キット(命のバトン)普及事業	・「災害時」や「日常の緊急時」に対応するため、自らの医療情報や緊急連絡先などを命のバトンとして冷蔵庫などに保管することで、救助者が迅速かつ適切な対応ができるよう地域全体で取り組む社協支部を支援します。	地域福祉課

②万が一への対応

主体	事業名	事業概要	担当課
市	新 Net119 緊急通報システム	・会話に不自由な聴覚・言語障がい者がいつでも、どこからでもスマートフォン又は携帯電話の簡単な操作により、音声によらない緊急通報を行えるシステム「Net119」を導入します。	指令課
	緊急通報体制支援事業	・ひとり暮らし高齢者や障がいのある人が、急病や災害などの緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を設置します。	高齢福祉課 障がい福祉課
市社協	災害時におけるネットワークづくり	・地域活動団体や社協支部などへ災害ボランティアセンターなどの情報を発信し、それら団体を巻き込んだ体制・環境づくりを進めます。 ・災害ボランティア養成講座受講者とのつながりを保つため、災害ボランティアのつどいなどの講座を開催します。	地域福祉課

市民に期待される役割

- 近所に住む高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人を把握しましょう!
- 食品、飲料水など生活必需品の備蓄や避難場所の確認など、普段から災害への備えを意識しましょう!

